

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

利用者の安全・安心はなぜ過小評価されたのか

広場と横断歩道の機能をもつベデストリアンデッキの設置を川崎市の説明では想定していたと思われるが、申請書では、なぜ断念したのでしょうか？ どうしてですか？

再開発地区を利用する人達の駅前街区と北街区への横断歩道と車の増加による危険、歩行の安全、快適な移動空間が減少することを想定した環境など考えられません。

また、申請書では、市の説明資料になかった文言が「開発行為の目的」P6の上から 9 行目にでてきました。「隣接都市(たまプラズ等)との連携・調和のもと、商業・業務・文化・良質な都市型住宅等の集積及び交通機能結節の強化をはかり、地域生活ゾーンの核となる拠点の形成をめざす」と下線部分が追加されています。「たまプラザ等との連携・調和」は鷺沼開発にどう影響されたのですか？

この文書通りとするなら、買い物はたまプラザへ、再開発地区はタワーマンションを中心とした住宅地にしますよ、となります。利用する人たちの安心・安全はないがしろです。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）